

平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

施策名	2.地球環境の保全	評価年月	平成 19 年 4 月
総括部局及び総括課長名	地球環境局 総務課長 梶原成元		

施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ (199 ページ以降)	
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	1 章 地球温暖化防止・オゾン層保護
施策(節)	1 節	1 地球環境の保全	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
	3 節	1 地球環境保全等に関する国際協力の推進		
その他関連する個別計画		京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)		

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の方針	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。				
予算動向		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	2,790,432	2,747,646	2,563,948	
	一般会計	2,790,432	2,747,646	2,563,948	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p>【オゾン層の保護・回復】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」並びに「オゾン層保護法」による、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策の実施及びオゾン層の状況等の監視・公表。 ・「フロン回収破壊法」によるフロン類の回収破壊の促進、ハロンや断熱材フロンの排出抑制対策の検討、モントリオール議定書多数国間基金を通じた途上国におけるオゾン層保護対策等への支援。 <p>【酸性雨・黄砂対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク」の活動の推進、東アジア地域における酸性雨対策の推進に向けた調査研究等の国際協力。 ・国際的なプロジェクトと協働した、黄砂モニタリングネットワークの確立。 ・酸性雨・黄砂について、国内モニタリングの実施。 <p>【海洋環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境保全に関する条約及び国内法の着実な実施と「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」などの地域的取組の実施。 <p>【地球環境分野における国際協力・研究調査等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的寄与・参加のための体制の充実強化、貿易や投資のグローバル化と環境保全に関する取組の展開。 ・世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守や発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理手法の検討。 ・アジア太平洋地域における、持続可能な開発に向けた科学的ツール及び政策オプションの開発・提供。また、気候変動に関する政府間パネル(ICPP)等の国際的な機関への支援。 ・地球環境分野の監視・観測及び調査研究の推進。 				

施策の方針に対する総合的な評価

(オゾン層の保護・回復)	<p>オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に発達しており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できない。また、我が国、特に札幌上空のオゾン全量は減少傾向にあり、一層の努力が必要である。</p> <p>業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収を徹底するため、フロン回収・破壊法の改正を行った。(平成 18 年 6 月 2 日成立)</p>
--------------	--

(酸性雨・黄砂対策)

EANET は 2001 年(平成 13 年)から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANET のネットワークセンターに指定されている(財)日本環境衛生センター酸性雨研究センターと協力しつつ EANET へ積極的に貢献している。国内においては、EANET の手法に併せた長期モニタリング計画に基づき調査を行い、酸性雨による影響等について評価しており、目標達成に向け進展があった。

黄砂については、日中韓の黄砂対策に係る地域協力の推進や国際プロジェクトに貢献するとともに、国内におけるモニタリングを推進しており目標達成に向け進展があった。

(海洋環境の保全)

国際的な連携の下での海洋汚染防止対策については、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制措置を講じてきた。また、平成 18 年 4 月に関係省庁の局長級による対策会議(漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議)を設置し、対策等の検討を行い、平成 19 年 3 月に今後の施策等についてとりまとめた。

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

森林の保全については違法伐採等に関する調査事業の実施、砂漠化対策については西アフリカ及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業の実施、また、南極地域の環境保全等の分野については、環境保護に関する南極条約議定書責任附属書の解釈に関する議論への積極的な参加等により、国際的な貢献を行った。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

地球環境保全に関して、G8、国連、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋環境会議(エコアジア)等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与した。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な政策研究を行った。

アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与した。

(研究調査)

競争的資金については、プログラムディレクター(PD)及びプログラムオフィサー(PO)による研究管理及び不正防止策を講じる等、管理・評価体制の充実を行い、環境研究の質の向上を図った。

地球環境の調査・研究を積極的に進めることにより、IPCC 報告書等に多様な貢献をすることができた。また、温暖化研究をはじめとする地球環境の観測・研究をすすめることにより、地球環境問題の実態及び対策がより明らかになってきた。

今後の主な課題



(オゾン層の保護・回復)

改正フロン回収・破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率の向上に向けた取り組みの強化、冷媒以外の用途におけるフロン類の排出抑制対策の検討。

途上国におけるオゾン層破壊物質の削減・回収破壊対策の推進。

(酸性雨・黄砂対策)

EANET の協定化、インベントリ作成やシミュレーションモデル開発等 EANET 活動の拡大に向けた検討。

一部湖沼周辺における酸性雨の影響の疑いに対する対策。

国内酸性雨モニタリングについて、質の高いデータの取得、大気汚染物質の長距離輸送の監視と自然生態系への影響把握に重点を置いた観測体制の検討。

3 カ国環境大臣メカニズムを活用した、黄砂モニタリングネットワーク構築等の北東アジア地域協力の検討。

(海洋環境の保全)

海洋環境モニタリングについて、今後のモニタリングのあり方の見直し。

漂流・漂着ゴミの問題解決に向けた検討。

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

「持続可能な森林経営」及び違法伐採対策の検討。

砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組の推進。

南極地域の環境保護については、基地が周辺環境に与える影響のモニタリング技術指針の作成、南極環境保護議定書責任附属書(平成 17 年 6 月採択)への対応、法に基づく手続きの徹底に係る普及啓発の推進。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施、海外広報の充実、FTA/EPA 条項の比較分析、貿易と環境の相互支持性を強化する協力案件の検討等の政策研究を行う。

アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組の促進。

(研究調査)

観測空白域・空白分野の解消、観測データに係る速報の強化

海外への情報発信、海外との連携強化、より重要な分野への研究資源の配分強化



今後の主な取組

(オゾン層の保護・回復)

改正フロン回収・破壊法の円滑な施行を期するために周知徹底を図り、行程管理制度を着実に実施。

ノンフロン製品の普及方策の検討等、脱フロン社会の実現に向けた施策を重点的に実施する。

途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図る。

(酸性雨・黄砂対策)

EANET については、平成 20 年に向けて地域協定化も視野に入れた将来発展に関する協議が進展しているところ、技術面、人材面、資金面での議論の進展に積極的に貢献し、我が国の主張の反映に努める。

国内における酸性雨の影響が疑われる一部湖沼周辺において酸性化のメカニズムの解明等に向けた総合的な調査を実施する。

平成 15 年～19 年の観測結果のとりまとめを踏まえ、酸性雨長期モニタリング計画を見直す。

黄砂対策については、モニタリングの分野を中心に地域協力を積極的に貢献するとともに、関係各国との情報共有を進め、国際的な黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムを整備する。

(海洋環境の保全)

海洋環境モニタリングについて、今後のモニタリング指針等に関する策定のために更なる検討を進める。海水中の二酸化炭素濃度(バックグラウンド)の把握や、漏洩時のモニタリング手法等に関する調査・研究を行う。

我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、モデル海浜を選定した上で、漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討する。

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

違法伐採が生物多様性に与える影響について調査・検討を行い、生物多様性の観点から違法伐採対策の重要性を国際社会に発信する。

技術移転等による砂漠化防止の支援・検討およびモニタリング手法の検討を行う。

南極地域の環境保護のためのモニタリング技術指針の詳細についての検討、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、法に基づく手続きの更なる徹底を行う。

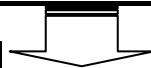
(国際的な貢献と連携・国際協力)

引き続き、G8、国連、OECD、エコアジア等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。海外広報は、提供情報の質、量を共に充実させる。また、WTO、FTA/EPA の交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。

国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、より重点的な資金配分を行うことにより、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	- a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策を構成する目標・指標及び評価

<p>オゾン層の保護・回復</p>							
目標 2-1	<p>オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。</p>						
環境白書での位置づけ	<p>1章3節 オゾン層保護対策</p>						
関係課・室	<p>フロン等対策推進室</p>						
指標の名称及び単位	<p>ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量[ODP トン] 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率(回収量) [% (トン)] PRTR によるオゾン層破壊物質の排出量の ODP 換算値[ODP トン] (参考)南極のオゾンホール面積[万 km²]</p>						
指標年度等	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標年	目標値
指標	2,907	2,810	1,473	1,118	集計中	H32 年	0
	-	約 28 (約 1,889t)	約 31 (約 2,102t)	約 32 (約 2,998t)	集計中	H20～24 年度の平均	60 以上
	8,673	7,256	6,215	5,376	集計中	-	減少傾向を維持
	2,054	2,868	2,423	2,797	集計中	-	-
目標を設定した根拠等	基準年 根拠等	1989 年(平成元年) モントリオール議定書		基準年の値	5,562		
評価・分析	<p>【必要性】 オゾン層の破壊による有害紫外線の増加は全国民に影響を及ぼす問題であるため、その対策は極めて公益性が高い。 南極のオゾンホールは依然として過去最大級の規模に発達しており、オゾン全量についても減少傾向にあることから、有害紫外線の増加による人の健康や生態系への悪影響が懸念されている。 現在及び将来の国民の健康ひいては人類の福祉に貢献するとともに地球全体にわたり生態系の保全を図るため、国が中心となり、国民・企業・自治体の協力の下、オゾン層の保護対策を積極的に推進する必要がある。モントリオール議定書の規制スケジュールに基づき、開発途上国におけるオゾン層破壊物質の生産・消費の削減が本格化していることから、途上国支援の重要性が一層高まっている。</p> <p>【有効性】 オゾン層を保護するためには、破壊の原因であるオゾン層破壊物質の大気中への排出を抑制することが効果的であることから、オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策が有効である。 大気中のクロロフルオロカーボン(CFC)濃度は 1990 年(平成 2 年)代後半以降ほぼ横ばい(CFC-12)、または減少してきている(CFC-11 及び CFC-113 は年間約 1%の割合で減少)。一方、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は減少(H16 年度目標 3,615 トン以下は達成)しているものの、HCFC 及びハロンの大気中濃度は増加の傾向にある(HCFC-22 は年間約 3%、ハロン 1301 は年間約 2%の割合で増加)。フロン回収・破壊法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、冷蔵・冷凍機器や空調機器からのフロン類の回収・破壊が進められており、平成 18 年 6 月には、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収を徹底するため、フロン回収・破壊法が改正されたところ。 平成 19 年 10 月に施行される改正フロン回収・破壊法の円滑な施行を期するため、関係省庁、都道府県、市町村、関係業界団体等と連携し、説明会の開催やパンフレット・チラシの配布による周知徹底を図っている。</p> <p>【効率性】 限られた予算を効率的に活用すべく、対策の緊急性、影響力等に鑑み、冷凍空調機器フロン等排出抑制対策検討調査費を始め、オゾン層保護効果の高い施策への重点的な資源配分を行っている。 関係府省間の連携や地方公共団体との役割分担を積極的に進めることにより、より少ないコストでの目標達成を図っている。</p>						



<今後の展開>

改正フロン回収・破壊法成立後の円滑な施行を期するため、引き続き周知徹底を図る。
 ノンフロン製品の普及方策の検討等、脱フロン社会の実現に向けた施策を重点的に実施する。
 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図る。

目標 2-2	酸性雨・黄砂対策							
	「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」及び調査研究の国際的な協調、国内における長期モニタリング計画に基づくモニタリングの実施を行うことにより、東アジア地域における酸性雨問題の解決を目指すとともに、北東アジア地域において国際的に協調した黄砂モニタリングネットワークの確立及び国内モニタリングを進めることで黄砂問題の解決を目指す。							
環境白書での位置づけ	2章2節 酸性雨・黄砂に係る対策							
関係課・室	環境保全対策課、環境協力室、水・大気環境局大気環境課							
指標の名称及び単位	EANETモニタリング(酸性沈着)地点数[地点] EANET分析精度管理目標達成率[%] 酸性雨モニタリング地点数[地点] 国内ライダー設置地点数(環境省設置地点)[地点]							
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値	
指標	44	44	44	46	47	H19年度	47	
	86.2	85.7	89.3	90.6	集計中(H19.11)	-	100	
	48	31	31	31	31	H19年度	31	
	6(0)	7(1)	8(2)	8(3)	9(4)		9(5)	
目標を設定した根拠等	基準年	-			基準年の値	-		
	根拠等	長期モニタリング計画(環境省平成14年3月)						
評価・分析	【必要性】							
	近年の東アジア地域の急速な工業化・都市化により、地理的な条件から我が国においても酸性雨の環境影響が深刻化することが懸念される。国境を越える酸性雨への対策として、国際的連携の下での長期継続的なモニタリングによる監視と、対策に向けた国際協力の強化が必要である。							
	黄砂の飛来頻度が拡大するに伴い、黄砂の影響への国民の関心が高まっている。国境を越えた環境問題であることから、黄砂モニタリングネットワークの構築等、黄砂対策は北東アジア地域で連携して取り組む必要がある。							
	【有効性】							
長期モニタリング計画に基づく国内モニタリングの着実な実施により、酸性雨の状況を監視するとともに、我が国の支援により、EANET参加国においても同一手法による酸性雨モニタリングの実施とデータの精度を確保している。また、EANET政府間会合において、協定化を含むEANETの将来発展に向けた議論が進展しているところ。								
黄砂モニタリングネットワークの着実な整備により、黄砂飛来状況の把握と早期警報システムの構築に向けた北東アジア地域の取組に貢献している。また、日中韓黄砂局長会合において、黄砂対策に係る地域協力について検討が進んでいる。								
【効率性】								
酸性雨の国内モニタリングについては、5年ごとに観測結果をとりまとめ、酸性雨対策検討会にて検討の上モニタリング計画に観測結果を反映しており、49あった測定所を31に集約する等効率的に実施している。								
黄砂モニタリングネットワークの構築にあたっては、環境省設置の4台のライダー装置*だけでなく、研究機関等の協力を得て、国内外9台のライダー装置によるネットワーク化を実現している。								
*地上から放射されたレーザー光が空中の微粒子によって散乱される状況から、黄砂の鉛直方向の濃度分布や、高度をリアルタイムで読み取る装置								



<今後の展開>

EANET については、平成 20 年に向けて地域協定化も視野に入れた将来発展に関する協議が進展していることから、技術面、人材面、資金面で議論の進展に積極的貢献し、我が国の主張の反映に努める。

国内の一部湖沼周辺において酸性雨の影響が疑われることから、酸性化のメカニズムの解明等に向けた総合的な調査を実施する。

国内酸性雨モニタリングについては、質の高いデータの取得、大気汚染物質の長距離輸送の監視と自然生態系への影響把握が必要なことから、平成 15 年～19 年の調査結果を踏まえ、酸性雨長期モニタリング計画を見直す。

黄砂対策については、地域協力が重要なことから、関係各国との情報共有を進め、国際的な黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムを整備する。

目標 2-3	海洋環境の保全						
	海洋環境保全に関する各条約 及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に基づく取組等により、国際的な連携の下で油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対策を図る。(具体的な条約名は 欄に記載)						
環境白書の位置づけ	3 章 4 節 海洋環境の保全						
	3 章 8 節 海洋汚染等の防止に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり						
関係課・室	環境保全対策課						
指標の名称及び単位	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量[万ト]						
指標年度等	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標年	目標値
指標	389	384	378	338	集計中	H19 年度	284
目標を設定した根拠等	基準年	H15 年度		基準年の値	384		
	根拠等	H19 年度 2 月まで海洋投入処分しないことが確定している尿・浄化槽汚泥の投入量を削減した値					
評価・分析	<p>【必要性】 海洋環境について、廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による汚染が懸念されており、国際的な枠組みの下に一層の環境保全を図っていく必要がある。</p>						
	<p>【有効性】 関連法の着実な施行により国際的な枠組みの下での海洋汚染防止対策を図るとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備等の各種施策を着実に進めた。 ロンドン条約96年議定書の締結に向けて、平成19年の通常国会において、二酸化炭素海底下地層貯留事業に係る許可制度の導入を目的とした海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の改正案を提出したところ。 NOWPAP の活動促進のため、リモートセンシング(人工衛星による地球観測)による海洋観測を行うための研究開発を行った。これにより、NOWPAP については、事前準備の段階から、海洋環境モニタリング技術の開発等具体的活動の推進の段階に移行しつつあり、リモートセンシングデータを用いた富栄養化モニタリングガイドラインについて策定し、平成 19 年 9 月に行うリモートセンシング研修に向けての準備を行ったところである。また、MALITA(海洋ゴミ活動)に関する活動についてもモニタリングガイドラインを策定したところである。 パラスト水条約の発効に備えた基礎情報の収集及びパラスト水の実態調査を行い、条約を受け入れるための準備を進めた。 OPRC-HNS 議定書の締結に向けた環境面からの国内体制を、早急に進める必要があるため、有害液体物質の流出事故時における環境影響評価手法の開発等、環境省が実施すべき措置の検討を行った。 海洋環境モニタリングについて、今後のモニタリング指針等に関する策定のために検討を開始したところ。 海外から我が国に漂着するゴミの問題の解決に向け、関係 10 省庁による対策会議を設置し、とりまとめを行った。海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するための予算及び定員が認められたことから、これに併せて、近隣諸国との協力を推進し、漂着ゴミの漂流予測手法の構築を進めた。</p>						

目標値とした「陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量」については、平成 19 年 4 月 1 日から導入した、環境大臣による審査及び許可発給を厳格に行い、海洋投入処分量の削減に努める。

【効率性】

平成 18 年度において、限られた予算を効率的活用すべく、過去の経緯も踏まえ、海洋環境モニタリングの観測測線及び観測点の見直しに着手し、また NOWPAP の事業であるリモートセンシングのシステムの見直しを行い、効率化を図っている。



<今後の展開>

ロンドン条約 96 年議定書の締結に向けて、国内制度のうち未対応の部分である廃棄物等の海底下廃棄の禁止及び二酸化炭素の海底下廃棄に係る許可制度について整備する。

NOWPAP 活動のさらなる活性化のため各機関との連携体制を構築して、各プロジェクトの実施を推進するために各国に設置された各 RAC(地域活動センター)の研究成果を共有する。

パラスト水条約の発効に向けて、引き続き国内体制を整備する。

OPRC-HNS 議定書が発行するに伴い、環境面からの国内体制を、早急に進める必要があるため、引き続き環境保全の観点からの事故対策マニュアルの策定等、環境省が実施すべき措置の検討を行う。

海洋環境モニタリングについて、今後のモニタリング指針等に関する策定のために更なる検討を進める。また、事故的な事案に関する対応を強化するため、衛星画像の活用可能性の検討、我が国近海における潮流及び水塊移動速度に係る最新の知見の整理等を行う。更に、二酸化炭素海底下地層貯留に対する許可発給制度を構築するための「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」を第 166 回通常国会に提出(平成 19 年 5 月 23 日成立)したところであり、今後、海水中の二酸化炭素濃度(バックグラウンド)の把握や、漏洩時のモニタリング手法等に関する調査・研究を行う。

我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、モデル海浜を選定した上で、漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討する。また、NGO 等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討する。

目標 2-4	地球環境分野における国際協力・研究調査等						
	環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献、開発途上地域における環境保全のための支援、国際研究協力の推進などを通じて、地球環境分野において国際協力及び研究調査などを推進する。						
環境白書での位置づけ	7 章 9 節 国際的取組に係る施策 6 章 10 節 自然環境の保全に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり						
関係課・室	総務課、環境保全対策課、環境協力室、研究調査室						
指標の名称及び単位	(間接)南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率[%]						
指標年度等	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標年	目標値
指標	59.6	83.2	68.3	90.6	集計中	-	100
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-		
	根拠等	-					
評価・分析	<p>【必要性】 (森林・砂漠・南極)</p> <p>森林の保全及び砂漠化対策については、熱帯林をはじめとして森林が失われつつあり、また、乾燥地域及び半乾燥地域において気候変動や人間活動により土地劣化の危機が懸念されている中で、生態系全体を捉えた観点や、途上国における貧困問題という観点から、国際的枠組みの下での取組を進める必要がある。</p> <p>南極地域は、高い環境上の価値があると国際的に認められており、適切な環境影響評価の実施等により、議定書の国内担保法を着実に実施し、環境保護に関する国際的な貢献を図る必要がある。</p>						

(国際的な貢献と連携・国際協力)

地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要である。このような状況において、先進国である日本は、各種国際会議の開催や会議への出席、国際的枠組みへの様々な形での関与などを通して、積極的な貢献をしていく必要がある。また、経済のグローバル化が進む中で、貿易と環境の相互支持性を強化する必要がある。

開発途上国における環境問題は、当該途上国のみならず、我が国を含む国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題である。アジア・太平洋地域にはなお開発途上の地域が多く、日本が先進国として当該地域の持続可能な開発に寄与することは公共的観点から必要性が高い。

開発途上国においては、政府によって一貫した環境政策の立案と実施が進められることが、民間や NGO 等の具体的活動の進展にもつながる。こうした観点から、政府レベルでの政策協議が必要かつ重要である。

(研究調査)

地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても指摘されているところである。

多様化・複雑化する環境問題の構造を的確に把握し、効果的な対策を推進するためには、最新の科学的知見を得るための研究及び、最新の技術の開発とその普及が必要である。しかしながら、環境問題に係る研究や技術開発については、市場メカニズムに任せては十分進まない場合が多い。したがって、政策ニーズの高い環境分野の調査研究、技術開発については、国が率先して総合的かつ戦略的に推進することが必要である。

[有効性]

(森林・砂漠・南極)

国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップへの参加等、積極的に関与することにより、森林の保全と持続可能な経営に係る国際的取組の進展に寄与した。

砂漠化対処条約締約国会議等への参加、我が国の知見の提供等、積極的に関与することにより、砂漠化対策に係る国際的取組の進展に寄与した。

国内担保法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議や環境保護委員会等へ積極的に関与するなどにより南極地域の環境保全が適切に行われた。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

地球環境保全に関して、G8、国連、OECD、エコアジア等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行うことにより、当該枠組みの地球環境保全に関する活動を強化・推進するのみならず、我が国の国際社会におけるプレゼンスを高め、我が国の発言力を確保することができた。また、このような場で情報交換を行うことによって、各国の優良事例と我が国の取組を比較考慮、国内世論の喚起等が可能となり、国内施策を立案する上で有効であった。

近年、経済成長とともに環境問題が深刻化しているアジア太平洋地域において、多国間及び二国間の国際会議開催やウェブサイトの開設等によって互いの環境情報を交換する場を設けることは、アジア太平洋地域の環境への取り組みを進める上のみならず、我が国にとっても他国の情報を収集する上でも有効な施策であった。

北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協力プロジェクトの推進、地方公共団体等による協力の支援、国内の協力基盤の整備等を通じ、北東アジア地域を中心とした開発途上国の環境保全に貢献している。

他国の締結している FTA/EPA における環境条項の分析、WTO における議論の整理等は、我が国が FTA/EPA や WTO の交渉を行うに当たって環境の観点から検討を行うために有効であった。

アジア太平洋地域では、アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)による地域各界関係者による政策対話や持続可能な開発の優良事例の収集、普及等を通じ、地域の持続可能な社会構築に貢献している。

(研究調査)

地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費の運営にあたっては事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。

地球環境問題の調査研究については、IPCC、IGES 等の国際機関に積極的に貢献するとともに、国内においては、成果発表会やシンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対し

て成果の普及広報を図った。

地球環境研究総合推進費等を活用し、政策的な観点を重視し、地球温暖化防止や生物多様性の保全といった様々な分野の地球環境研究を実施し、監視・観測を推進した。特に、地球温暖化研究の成果については、これまで IPCC をはじめとした国際合意や政策決定の場へ科学的知見を多く提供した。

アジア太平洋地球変動ネットワーク(APN)の枠組みを活用して、アジア太平洋地域における地球変動研究と政策決定の連携を促進している。

【効率性】

(森林・砂漠・南極)

世界的な森林の保全及び砂漠化対策については、地球環境問題として喫緊の課題であり、国際的枠組みの下で各国が協力して対策を講じることにより、効率的に対策を実施することができる。

南極地域は国際的に高い価値の認められている環境であり、国際的な枠組みの下で、各国が分担協力して保護施策を推進することが最も効率的な対策である。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

地球環境保全に関しては、一国のみでの取組には限界がある。よって国内施策の実施のみならず、その情報を海外に提供するとともに、G8、国連、OECD、エコアジア等の各種の枠組みにおいて、国際社会の積極的な関与を促すことにより、保全のための効率的な問題解決の手法である。

北東アジア地域の環境管理の改善を目標に掲げて、施策を重点化するとともに、多様な主体との連携を行うことにより、効果的・効率的に環境保全を実施している。

WTO 交渉の論点を整理し、また FTA/EPA 交渉において、事前に他国の状況の分析を行うなど早期の段階で環境保全の視点から検討することは、貿易と環境の相互支持性を強化する上で、効率的な手法である。

(研究調査)

地球環境総合研究推進費については、様々な研究課題を、公募を通じ、コストも勘案しつつ公正で透明性の高い評価に基づいて選定したうえで、必要な場合には他省庁に移替を行う等、高い効率性・競争的環境を確保している。

地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費については、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、調査研究や観測モニタリング等を効率的・効果的に推進している。また、中間・事後評価指標の厳格化や、各課題において外部有識者を交えたアドバイザー会合を開催するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。

地球環境問題の調査研究に係る我が国の貢献については、国際的に高い評価を受けており、我が国の支援に対する費用効果は高い。

平成 18 年度環境省重点施策として、新規にアジア太平洋地域における気候変動による影響のモニタリング・評価、情報提供を行う「気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク」の構築事業を選定し、限りある予算内で重点配分を行うことにより、効率的にネットワークの構築を推進した。



<今後の展開>

(森林・砂漠・南極)

持続可能な森林経営や違法伐採対策の調査、検討を行い、国連森林フォーラム等の国際的取組の進展に貢献する。

技術移転等による砂漠化防止の支援、検討を行い、砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。

南極基地でモニタリングするための技術指針の作成、関係省庁と協力して責任附属書への対応検討、関係団体への説明会の開催等普及啓発を一層進める。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

引き続き、G8、国連、OECD、エコアジア等の各種の枠組みで積極的に貢献する。海外広報は、提供情報の質、量を共に充実させる。また、WTO、FTA/EPA 交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。

各国との政策対話や、環境の状況等に関する調査結果に基づき、優先順位の高い分野から、具体的な協力を進める。

国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

平成 19 年度は、分野別推進戦略に基づき、戦略重点科学技術への重点的な資金配分を行い、効率的かつ効果的な運営を目指す。

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

オゾン層の保護のためのウィーン条約(昭和60年3月採択、昭和63年9月発効)
 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(昭和62年9月採択、平成元年1月発効)
 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)(昭和63年法律第53号)
 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)(平成13年法律第64号)
 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)
 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)(平成14年法律第87号)
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和54年法律第136号)
 1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書(MARPOL(海洋汚染防止条約)73/78条約)(昭和53年2月)
 1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)及び同条約96年議定書(昭和47年11月)(平成8年11月)
 1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約(OPRC(汚濁事故対策協力)条約)(平成2年11月)
 2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書(HNS議定書)(平成12年3月)
 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)(平成6年9月)
 船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(バラスト水条約)(平成16年2月)
 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約(砂漠化対処条約)(平成6年6月採択、平成8年12月発効)
 生物多様性条約(平成4年5月採択、平成5年12月発効)
 南極地域の環境の保護に関する法律(平成9年法律第61号)

目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	関連する予算事項名及びその予算額(千円)		
		H18当初	H19当初	H20反映
2-1	オゾン層保護法・フロン回収破壊法施行事務費	4,537	4,567	
	フロン等大気中濃度等監視調査費	23,694	21,103	
	ハロン管理システム等検討調査費	5,688	5,688	
	ノンフロン化推進方策検討調査費	7,000	8,080	
	代替フロン等3ガス排出抑制対策強化推進費	-	15,960	×
	業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費	33,907	19,732	
	アジアにおけるモントリオール議定書遵守支援事業	8,831	8,778	
	断熱材フロン回収・破壊システム実証調査費	5,992	-	-
	液体PFC等排出抑制対策推進事業費	-	-	新
2-2	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金	123,519	129,031	
	国内酸性雨モニタリング推進費	243,028	234,425	
	黄砂対策推進費	26,649	25,035	
	酸性雨調査研究費	64,644	66,792	
	黄砂による大気汚染物質の輸送に関する調査研究費	13,875	12,569	×
2-3	PICES年次会議開催等経費	3,252	3,199	
	油汚染対策推進費	5,500	5,486	
	海洋環境モニタリング推進調査費	64,036	69,736	
	北西太平洋地域海計画活動推進費	32,200	32,421	
	海洋汚染対策規制基準設定等調査費	9,071	8,673	
	ロンドン条約96年議定書国内対応事業費	30,000	29,348	
	ロンドン条約96年議定書実施のための不発弾陸上処理	-	84,450	
	バラスト水条約対応基礎調査費	9,863	9,637	
	漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費	16,760	366,535	
OPRC条約HNS議定書国内対応事業費	9,211	9,165		
2-4	熱帯林等森林保全対策調査経費	20,213	17,102	
	砂漠化防止対策調査経費	18,438	18,015	
	南極地域自然環境保全対策費	11,092	10,685	
	南極地域環境保護モニタリング技術指針作成事業費	17,652	17,401	
	南極条約事務局拠出金	1,239	1,356	

2-4	対中環境保全協力促進費	25,000	24,003	
	北東アジア環境協力推進費	8,403	8,158	
	日中韓環境協力推進費	52,362	51,448	
	島嶼国を始め世界各地との環境連携強化費	-	13,544	
	我が国のODAにおける環境配慮強化調査費	11,630	10,362	
	国際会議等派遣等経費	151,795	152,622	
	二国間国際会議関係経費	18,000	34,463	
	経済協力開発機構拠出金	35,496	38,367	
	国際連合環境計画拠出金	167,621	175,172	
	内外の環境情報の管理推進費	12,578	12,208	
	国際連合環境計画国際環境技術センター拠出金	98,001	102,415	
	排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金	142,146	106,743	
	ヨハネスブルグサミットを契機とした持続可能な開発の取組総合推進費	33,648	51,077	
	貿易自由化と環境保全の相互支持性強化推進費	5,000	13,642	
	地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	124,011	114,660	
	21 アジア太平洋地域環境イノベーション戦略推進費	72,213	68,734	×
	22 気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 拠出金	15,840	16,920	
	23 地球環境戦略研究機関拠出金	550,000	550,000	
	24 G8 環境大臣会合開催準備等経費	-	50,279	×
	25 GEA 国際会議フォローアップ検討調査	-	15,000	
	26 国際連合環境計画アジア太平洋地域事務所拠出金	60,000	62,703	
	27 アジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ(APFEDII)活動推進費	128,322	96,767	
	28 開発途上国草の根環境保全活動普及推進費	7,690	7,405	
	29 中東地域等環境連携強化費	-	13,553	×
	30 地球環境研究計画策定等経費	4,301	4,047	
	31 地球環境保全試験研究費	328,850	310,413	
	32 地球環境研究総合推進費	3,256,000	2,960,000	
	33 衛星搭載用観測研究機器製作費	390,000	340,000	
	34 IPCC 第4次評価報告書作成支援調査費	20,425	28,637	
	35 気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費	300,000	260,393	
	36 アジアにおける環境・経済統合影響評価モデルによる日本型環境政策検討スキームの導入支援費	-	-	新
	37 南極条約及び同議定書に基づく査察実施費	-	-	新
	38 G8 環境大臣会合開催等経費	-	-	新
39 国際協力ガバナンス調査費	-	-	新	

終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
2-1	液体 PFC 等排出抑制対策推進事業費に代替したため。	液体 PFC 等排出抑制対策推進事業費により、引き続き施策を実施する。
2-2	本調査の目的は、国内の黄砂の物理的・化学的性状についての知見を取りまとめることであり、既に一定の成果が得られたことから、今後は東アジア地域の共同研究により地域レベルの知見を整理する必要があるため。	本調査の内容については、今年度の調査結果を受けて、「黄砂実態解明調査報告書」として取りまとめる予定である。また、「黄砂対策推進費」における日中韓の共同研究において、本調査の成果をインプットするとともに、地域レベルの黄砂に関する知見を整理する。
2-4 21	当初の計画通り3年間で事業を廃止するもの。	2-4- 36 へ移行する。
2-4 24	予定の終期を迎えたため。	2-4- 38 へ移行する。
2-4 29	予定の終期を迎えたため。	事業により得られた調査、検討結果をもとに、当該地域におけるODA協力事業が効果的に実施されるよう、JICA等の国際機関に働きかけを行っていく。

特記事項

< 政府重要政策としての該当 >

アジア・ゲートウェイ構想
再チャレンジ支援関連施策

< 当該施策に係る府省庁 >

内閣官房、内閣府、総務省、外務省、水産庁、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁

< 昨年度評価書からの変更点 >

平成 17 年度事業の評価時からライダー設置基数が指標とされている。

「目標 2-1」の「指標 ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量」の目標値「H16 年 3,615 トン以下」は、目標を達成したことから削除した。

「目標 2-1」の「指標 」の ODP 換算値は、過去の実績に計算ミスがあったことから修正を行った。

各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	2-1-	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量
	2-1-	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率(回収量)
	2-1-	PRTR によるオゾン層破壊物質の排出量の ODP 換算値
	2-1-	(参考)南極のオゾンホール面積
	2-2-	EANET モニタリング地点数
	2-2-	EANET 分析精度管理目標達成率
	2-2-	酸性雨モニタリング地点数
	2-2-	国内ライダー設置地点数(環境省設置)
	2-3-	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量
	2-4-	(間接)南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率
指標の解説	2-1-	: HCFC 生産量 + HCFC 輸入量 - HCFC 輸出量なお、ODP トンとは、オゾン層破壊物質の量に各々のオゾン破壊係数を乗じ合計したもの。
	2-1-	: 都道府県の登録を受けた回収業者から報告された回収量を、業界等が推計した機器が廃棄される時の残存量で除したものの。
	2-1-	: PRTR 法に基づくオゾン層破壊物質の排出量にオゾン破壊係数を乗じて得られた数の合計。
	2-1-	: オゾン全量が 220m atm-cm 以下の領域の面積の当該年の最大値。
	2-2-	: EANET 参加国が EANET 登録地点としてモニタリングしている地点数
	2-2-	: EANET 参加国が実施している精度保証・精度管理における管理目標値の達成状況
	2-2-	: 酸性雨長期モニタリング計画に基づき、国内で実施しているモニタリング地点数
	2-2-	: 環境省が国内に設置したライダーの設置地点数
評価に用いた資料等	2-1-	: オゾン層保護法第 3 条第 2 項により公表される消費量
	2-1-	: フロン回収・破壊法に基づく平成 17 年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の集計結果について(環境省報道発表資料)
	2-1-	: 平成 17 年度 PRTR データの概要 - 化学物質の排出量・移動量の集計結果 -
	2-1-	: オゾン層観測報告 2005(気象庁)
	2-2-	: EANET 年次報告書
	2-2-	: 酸性雨対策調査取りまとめ
	2-2-	: EANET 分析機関間調査報告書
2-2-	: 環境省資料	



指標に影響を
及ぼす外部要因